

工損調査業務共通仕様書（案）

工損調査業務共通仕様書（案）

目次

第1章 総則

- 第1条 趣旨等
- 第2条 用語の定義
- 第3条 基本的処理方針
- 第4条 業務の着手
- 第5条 設計図書の支給及び点検
- 第6条 監督員
- 第7条 管理技術者
- 第8条 照査技術者及び照査の実施
- 第9条 業務従事者及び担当技術者の資格
- 第10条 提出書類

第2章 工損調査等の基本的処理方法

- 第11条 施行上の義務及び心得
- 第12条 打合せ等
- 第13条 現地踏査
- 第14条 業務計画書
- 第15条 監督員の指示等
- 第16条 支給材料等
- 第17条 関係官公庁への手続き等
- 第18条 地元関係者との交渉等
- 第19条 立入り及び立ち会い
- 第20条 身分証明書の携帯
- 第21条 算定資料
- 第22条 監督員への進捗状況の報告
- 第23条 成果物の提出
- 第24条 関連法令及び条例の遵守
- 第25条 検査
- 第26条 修補
- 第27条 条件変更等
- 第28条 契約変更
- 第29条 履行期間の変更
- 第30条 一時中止
- 第31条 発注者の賠償責任
- 第32条 受注者の賠償責任
- 第33条 部分使用
- 第34条 再委託
- 第35条 成果物の使用等
- 第36条 守秘義務
- 第37条 個人情報への取扱い
- 第38条 安全等の確保

第 39 条 臨機の措置

第 40 条 屋外で作業を行う時期及び時間の変更

第 3 章 工損の調査

第 1 節 調査

第 41 条 調査

第 42 条 事前調査における一般的事項

第 43 条 事前調査における損傷調査

第 44 条 写真撮影

第 45 条 事後調査における損傷調査

第 2 節 調査書等の作成

第 46 条 事前調査書等の作成

第 47 条 事前調査書及び図面

第 48 条 事後調査書等の作成

第 3 節 算定

第 49 条 費用負担の要否の検討

第 50 条 費用負担額の算定

第 4 章 費用負担の説明

第 51 条 費用負担の説明

第 52 条 概況ヒアリング

第 53 条 現地踏査等

第 54 条 説明資料の作成等

第 55 条 権利者に対する説明

第 56 条 記録簿の作成

第 57 条 説明後の措置

工損調査業務共通仕様書（案）

第1章 総則

第1条 趣旨等

- 1 この工損調査共通仕様書(以下「仕様書」という。)は、愛媛県が「公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る事務処理要領（昭和61年4月1日建設省経整発第22号）（以下「事務処理要領」という。）第2条（事前の調査等）第5号建物等の配置及び現況、第4条（損害等が生じた建物等の調査）の調査及び第7条（費用の負担）に係る費用負担額の算定並びに費用負担の説明に係る業務（以下「工損調査等」という。）を補償コンサルタント等へ発注する場合の業務内容その他必要とする事項を定めるものとし、もって業務の適正な執行を確保するものとする。
- 2 この仕様書は、別に定める用地調査等共通仕様書を補完するものであり、適用にあたってはこの仕様書を優先する。また、業務の発注にあたり、当該業務の実施上、この仕様書及び用地調査等共通仕様書記載の内容により難しいとき又はこれらに記載のない事項については、この仕様書とは別に特記仕様書によるものとし、適用にあたっては特記仕様書を優先するものとする。

第2条 用語の定義

この仕様書における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

- 1 「調査区域」とは、工損調査業務等を行う区域として別途図面等で指示する範囲をいう。
- 2 「権利者」とは、調査区域内に存する土地、建物等の所有者及び所有権以外の権利を有する者をいう。
- 3 「監督員」とは、契約図書に定められた範囲内において、受注者又は管理技術者に対する指示、承諾又は協議等の職務を行う者で、設計業務等委託契約書（以下「契約書」という。）第9条第1項に規定する者をいう。
- 4 「検査員」とは、工損調査業務等の完成検査及び指定部分に係る検査にあたって、契約書第31条第2項の規定に基づき、検査を行う者をいう。
- 5 「管理技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統括等を行う者で、契約書第10条第1項の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。
- 6 「照査技術者」とは、成果物の内容について技術上の照査を行う者で、契約書第11条第1項の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。
- 7 「業務従事者及び担当技術者」とは、管理技術者のもとで業務に従事する者（補助者を除く。）で、受注者が定めた者をいう。
- 8 「同等の知識及び能力を有するものと認めた者」とは、工損調査業務に関する技術上の知識を有する者で、特記仕様書で規定する者又は発注者が承諾した者をいう。
- 9 「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。
- 10 「契約書」とは、「愛媛県会計規則」（昭和45年愛媛県規則第18号）に基づいて作成された書類をいう。
- 11 「設計図書」とは、仕様書、図面、数量総括表、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。
- 12 「仕様書」とは、共通仕様書及び特記仕様書（これらにおいて明記されている適用す

べき諸基準を含む。)を総称していう。

- 13 「共通仕様書」とは、各工損調査業務等に共通する技術上の指示事項等を定める図書をいう。
- 14 「特記仕様書」とは、共通仕様書を補足し、当該工損調査業務等の実施に関する明細又は特別な事項を定める図書をいう。
- 15 「数量総括表」とは、工損調査業務等に関する工種、設計数量及び規格を示した書類をいう。
- 16 「現場説明書」とは、工損調査業務等の入札等に参加する者に対して、発注者が当該工損調査業務等の契約条件を説明するための書類をいう。
- 17 「質問回答書」とは、現場説明書に関する入札等参加者からの質問書に対して、発注者が回答する書面をいう。
- 18 「図面」とは、入札等に際して発注者が交付した図面及び発注者から変更又は追加された図面及び図面のもとになる計算書等をいう。
- 19 「指示」とは、監督員が受注者に対し、工損調査業務等の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
- 20 「請求」とは、発注者又は受注者が契約内容の履行あるいは変更に関して相手方に書面をもって行為、あるいは同意を求めることをいう。
- 21 「通知」とは、発注者若しくは監督員が受注者に対し、又は受注者が発注者若しくは監督員に対し、工損調査業務等に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
- 22 「報告」とは、受注者が監督員に対し、工損調査業務等の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。
- 23 「申し出」とは、受注者が契約内容の履行あるいは変更に関し、発注者に対して書面をもって同意を求めることをいう。
- 24 「承諾」とは、受注者が監督員に対し、書面で申し出た工損調査業務等の遂行上必要な事項について、監督員が書面により業務上の行為に同意することをいう。
- 25 「質問」とは、不明な点に関して書面をもって問うことをいう。
- 26 「回答」とは、質問に対して書面をもって答えることをいう。
- 27 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者又は監督員と受注者が対等の立場で合議することをいう。
- 28 「提出」とは、受注者が監督員に対し、工損調査業務等に係わる事項について書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
- 29 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は捺印したものを有効とする。
緊急を要する場合は、ファクシミリ又は電子メールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。電子メールにより行う場合は、「愛媛県土木設計業務等の電子納品要領（以下、「電子納品要領」という。）」によるものとする。
- 30 「検査」とは、契約図書に基づき、検査員が工損調査業務等の完了を確認することをいう。
- 31 「打合せ」とは、工損調査業務等を適正かつ円滑に実施するために管理技術者等と監督員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。
- 32 「修補」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。

- 33 「協力者」とは、受注者が設計業務等の遂行に当たって、再委託する者をいう。
- 34 「使用人等」とは、協力者又はその代理人若しくはその使用人その他これに準ずるものをいう。
- 35 「立会」とは、設計図書に示された項目において監督員が臨場し内容を確認することをいう。
- 36 「調査」とは、建物等の現状等を把握するための現地踏査、立入り調査又は管轄登記所（調査区域内の土地を管轄する法務局及び地方法務局（支局、出張所を含む。））等での調査をいう。
- 37 「調査書等の作成」とは、外業調査結果を基に行う各種図面の作成、費用負担額算定のための数量等の算出及び各種調査書の作成をいう。

第3条 基本的処理方針

受注者は、工損調査等を実施する場合において、この仕様書及び事務処理要領等に適合したものとなるよう、公正かつ的確に業務を処理しなければならないものとする。

第4条 業務の着手

受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後14日以内に工損調査業務等に着手しなければならない。この場合において、着手とは管理技術者が工損調査業務等の実施のため監督員との打合せを行うことをいう。

第5条 設計図書の支給及び点検

- 1 受注者からの要求があった場合で、監督員が必要と認めたときは、受注者に図面の原図若しくは電子データを貸与する。ただし、共通仕様書、各種基準、参考図書等市販されているものについては、受注者の負担において備えるものとする。
- 2 受注者は、設計図書の内容を十分点検し、疑義のある場合は監督員に書面により報告し、その指示を受けなければならない。
- 3 監督員は、必要と認めるときは、受注者に対し、図面又は詳細図面等を追加支給するものとする。

第6条 監督員

- 1 発注者は、工損調査業務等における監督員を定め、受注者に通知するものとする。
- 2 監督員は、契約図書に定められた事項の範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。
- 3 契約書の規定に基づく監督員の権限は、契約書第9条第2項に規定した事項である。
- 4 監督員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合、監督員が受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注者はその指示等に従うものとする。
監督員は、その指示等を行った後7日以内に書面で受注者にその内容を通知するものとする。

第7条 管理技術者

- 1 受注者は、工損調査等における管理技術者を定め、発注者に通知するものとする。
- 2 管理技術者は、契約図書等に基づき、工損調査業務等に関する技術上の管理を行うも

のとする。

- 3 管理技術者は、この工損調査等の業務に関し7年以上の実務経験を有する者、又はこの工損調査等に関する補償業務管理士（社団法人日本補償コンサルタント協会の補償業務管理士研修及び検定試験実施規程第14条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録されている者をいう。）、あるいは発注者がこれらの者と同等の知識及び能力を有するものと認めた者とし、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。
- 4 管理技術者は、監督員が指示する関連のある工損調査業務等の受注者と十分に協議の上、相互に協力し、業務を実施しなければならない。

第8条 照査技術者及び照査の実施

- 1 受注者は、工損調査業務等における照査技術者を定め発注者に通知するものとする。
- 2 照査技術者は、「管理技術者」と同等の知識及び能力を有すると認めた者でなければならない。
- 3 受注者は、成果物について十分な検証（受注者が、委託に係る業務の成果物のかしを防止するため、当該成果物を発注者に提出する前に、発注者の指示に従った成果物が完了しているか否かを点検及び修補することをいう。（以下「検証」という。））を行わなければならない。
- 4 受注者は前項に基づく検証のほか、発注者が別に定める場合を除き、原則として照査技術者による点検等（以下「照査」という。）を行うものとする。
- 5 検証及び照査の方法は、検証・照査済一覧表により検証者が行い、これに基づき管理技術者が総括の検証を、照査技術者が照査を行ったうえで、署名押印をしなければならない。

第9条 業務従事者及び担当技術者の資格

- 1 受注者は、管理技術者の管理の下に、工損調査業務等に従事する者（補助者を除く。）として、その業務に十分な知識と能力を有する者を充てなければならない。
- 2 受注者は、前項の工損調査業務等に従事するもの（補助者を除く。）に、次の各号の一つに定める資格を有する者（以下「有資格者」という。）を1名以上含めるものとし、その氏名、資格、その他必要な事項を監督員に通知するものとする。
 - (1) 社団法人日本補償コンサルタント協会が定める補償業務管理士研修及び検定試験実施規程（平成3年3月28日理事会決定。）第3条に掲げる事業損失部門の補償業務管理士
 - (2) 補償コンサルタント登録規程（昭和59年9月21日建設省告示第1341号。）（以下「登録規程」という。）第2条第1項の別表に掲げる事業損失部門に係る補償業務管理者
 - (3) 登録規程第2条第1項の別表に掲げる事業損失部門に係る補償業務に関し7年以上の実務経験を有する者
- 3 受注者は、有資格者のうち、「担当技術者」を3名まで定めることができるものとし、これを定める場合にあっては、氏名その他必要な事項を監督員に通知するものとする。
- 4 有資格者は、管理技術者及び複数の業務内容の有資格者を兼ねることができるものとする。
- 5 有資格者は、照査技術者を兼ねることができないものとする。

第10条 提出書類

- 1 受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を監督員を経て、発注者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、業務委託料（以下「委託料」という。）に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、監督員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際に指定した書類を除く。
- 2 受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。
- 3 受注者は、契約時又は変更時において、委託料が100万円以上の業務について、測量調査設計業務実績情報システム（TECRIS）に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完了時は業務完了後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、監督員の確認を受けたうえ、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録内容に訂正が必要な場合、TECRISに基づき、「訂正のための確認のお願い」を作成し、訂正があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に監督員の確認を受けたうえ、登録機関に登録申請しなければならない。
また、登録機関に登録後、TECRISより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

第2章 工損調査等の基本的処理方法

第11条 施行上の義務及び心得

受注者は、工損調査業務等は権利者の財産に関するものであり、損害等の有無の立証及び費用負担額算定の基礎となることを理解し、正確かつ良心的に行わなければならない。また、実施に当たっては、権利者に不信の念を抱かせる言動を慎まなければならない。

第12条 打合せ等

1 工損調査業務等を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と監督員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。

なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて書面（打合せ記録簿）を作成するものとする。

2 工損調査業務等着手時及び設計図書で定める業務の区切りにおいて、管理技術者と監督員は打合せを行うものとし、その結果について受注者が打合せ記録簿に記録し相互に確認しなければならない。

3 管理技術者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに監督員と協議するものとする。

第13条 現地踏査

受注者は、工損調査業務等の着手に先立ち、調査区域の現地踏査を行い、地域の状況、土地及び建物等の概況を把握するものとする。

第14条 業務計画書

1 受注者は、工損調査業務等を着手するに当たっては、この仕様書及び特記仕様書並びに現地踏査の結果等を基に契約締結後14日以内に業務計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。

ただし、当初の委託料が50万円未満の業務については、監督員が指示する場合を除き、業務計画書の作成を省略することができる。

2 受注者は、前項の業務計画が確実に実施できる執行体制を整備するものとする。

3 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。

- (1) 業務概要
- (2) 実施方針
- (3) 業務工程
- (4) 業務組織計画
- (5) 打合せ計画
- (6) 成果物の品質を確保するための計画
- (7) 成果物の内容、部数
- (8) 使用する主な図書及び基準
- (9) 連絡体制(緊急時含む)
- (10) 使用する主な機器
- (11) 安全管理
- (12) その他

- 4 受注者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえで、その都度監督員に変更業務計画書を提出しなければならない。
- 5 監督員が指示した事項については、受注者はさらに詳細な業務計画書に係る資料を提出しなければならない。

第15条 監督員の指示等

- 1 受注者は、工損調査業務等の実施に先立ち、管理技術者を立ち会わせてうえ監督員から業務の実施について必要な指示を受けるものとする。
- 2 受注者は、工損調査業務等の実施に当たりこの仕様書、特記仕様書又は監督員の指示について疑義があるときは、監督員と協議するものとする。

第16条 支給材料等

- 1 受注者は、工損調査等を実施するに当たり必要な図面その他の資料を支給材料として使用する場合には、発注者から貸与又は交付を受けるものとする。
- 2 建物の登記事項証明書等の交付等を受ける必要があるときは、別途監督員と協議するものとする。
- 3 支給材料の品名及び数量は特記仕様書によるものとし、支給材料の引渡しは、支給材料引渡通知書により行うものとする。
- 4 受注者は、前項の支給材料を受領したときは、支給材料受領書を監督員に提出するものとする。
- 5 受注者は、工損調査等が完了したときは、完了の日から3日以内に支給材料を返納するとともに支給材料精算書及び支給材料返納書を監督員に提出するものとする。
- 6 受注者は、貸与された図書及びその他の資料等を丁寧に扱い、損傷してはならない。万一、損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。
- 7 受注者は、設計図書に定める守秘義務が求められる資料については複製してはならない。

第17条 関係官公庁への手続き等

- 1 受注者は、工損調査業務等の実施に当たっては、発注者が行う関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。また受注者は、工損調査業務等を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行うものとする。
- 2 受注者が、関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を監督員に報告し協議するものとする。

第18条 地元関係者との交渉等

- 1 契約書第12条に定める地元関係者への説明、交渉等は、発注者又は監督員が行うものとするが、監督員の指示がある場合は、受注者はこれに協力するものとする。これらの交渉に当たり、受注者は地元関係者に誠意をもって接しなければならない。
- 2 受注者は、工損調査業務等の実施に当たっては、地元関係者からの質問、疑義に関する説明等を求められた場合は、監督員の承諾を得てから行うものとし、地元関係者との間に紛争が生じないように努めなければならない。
- 3 受注者は、設計図書の定め、あるいは監督員の指示により受注者が行うべき地元関係者への説明、交渉等を行う場合には、交渉等の内容を書面により随時、監督員に報告し、

指示があればそれに従うものとする。

4 受注者は、工損調査業務等の実施中に発注者が地元協議等を行い、その結果を条件として業務を実施する場合には、設計図書に定めるところにより、地元協議等に立会するとともに、説明資料及び記録の作成を行うものとする。

5 受注者は、前項の地元協議により、既に作成した成果の内容を変更する必要を生じた場合には、指示に基づいて、変更するものとする。

なお、変更に要する期間及び経費は、発注者と協議のうえ定めるものとする。

第19条 立入り及び立ち会い

1 受注者は、工損調査等のために権利者が占有する土地、建物に立ち入ろうとするときは、あらかじめ、当該土地、建物等の権利者の同意を得なければならない。

2 受注者は、前項に規定する同意が得られたものにあつては立入りの日及び時間をあらかじめ、監督員に報告するものとし、同意が得られないものにあつてはその理由を付して、速やかに、監督員に報告し、指示を受けるものとする。

3 受注者は、工損調査業務等を行うため建物等の立入り調査を行う場合には、権利者の立ち会いを得なければならない。ただし、立ち会いを得ることができないときは、あらかじめ、権利者の了解を得ることをもって足りるものとする。

第20条 身分証明書の携帯

1 受注者は、発注者から工損調査業務等に従事する者の身分証明書の交付を受け、業務に従事する者に携帯させるものとする。

2 工損調査業務等に従事する者は、権利者等から請求があつたときは、前項により交付を受けた身分証明書を提示しなければならない。

3 受注者は、工損調査業務等が完了したときは、速やかに、身分証明書を発注者に返納しなければならない。

第21条 算定資料

受注者は、損害等が生じた建物等の費用負担額等の算定に当たっては、発注者が定める費用負担単価に関する基準資料等に基づき行うものとする。ただし、当該基準資料等に掲載のない費用負担単価等については、監督員と協議のうえ市場調査により求めるものとする。

第22条 監督員への進捗状況の報告

1 受注者は、工損調査業務等の業務日報を作成するとともに、監督員から工損調査業務等の進捗状況について調査又は報告を求められたときは、これに応じなければならない。

2 受注者は、契約書第15条の規程に基づき、履行状況報告を作成し、監督員に提出しなければならない。

3 受注者は、第1項の進捗状況の報告に管理技術者を立ち合わせるものとする。

第23条 成果物の提出

1 受注者は、工損調査業務等が完了したときは、設計図書に示す成果物を完了届とともに提出し、検査を受けるものとする。

2 受注者は、設計図書に定めがある場合、又は監督員の指示する場合で、同意した場合

は履行期間途中においても、成果物の部分引き渡しを行うものとする。

- 3 受注者は、第3章（工損の調査）及び第4章（費用負担の説明）において作成した調査書、積算書又は説明記録簿を成果物として提出するものとする。
- 4 成果物は、次の各号により作成するものとする。
 - （1）工損調査業務等の区分及び内容ごとに整理し、編集する。
 - （2）表紙には、契約件名、年度（又は履行期限の年月）、発注者及び受注者の名称を記載する。
 - （3）目次及び頁を付す。
 - （4）容易に取り外すことが可能な方法により編綴する。
- 5 成果物の提出部数は、正副各1部とする。
- 6 受注者は、成果物の作成に当たり使用した調査表等の原簿を契約書第40条に定める瑕疵担保の期間保管し、監督員が提出を求めたときは、これらを提出するものとする。
- 7 「事務処理要領」で特に記載のない項目については、監督員と協議のうえ、決定するものとする。

第24条 関連法令及び条例の遵守

受注者は、工損調査業務等の実施に当たっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。

第25条 検査

- 1 受注者は、契約書第31条第1項の規定に基づき、完了届を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了し、監督員に提出していなければならない。
- 2 受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、屋外で行う検査においては、必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。この場合、検査に要する費用は受注者の負担とする。
- 3 検査員は、監督員及び管理技術者の立会の上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。
 - （1）工損調査業務等成果物の検査
 - （2）工損調査業務等管理状況の検査工損調査業務等の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。

第26条 修補

- 1 受注者は、修補は速やかに行わなければならない。
- 2 検査員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して期限を定めて修補を指示することができるものとする。
- 3 検査員が修補の指示をした場合において、修補の完了の確認は検査員の指示に従うものとする。
- 4 検査員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、発注者は、契約書第31条第2項の規定に基づき検査の結果を受注者に通知するものとする。

第27条 条件変更等

- 1 監督員が受注者に対して工損調査業務等の内容の変更又は設計図書の訂正（以下「工

損調査業務等の変更」という。)の指示を行う場合は、指示書によるものとする。

2 受注者は、設計図書で明示されていない履行条件について予期できない特別な状態が生じた場合、直ちに書面をもってその旨を監督員に報告し、その確認を求めなければならない。なお、「予期することができない特別な状態」とは以下のものをいう。

- (1) 第 115 条第 1 項に定める現地への立入りが不可能となった場合。
- (2) 天災その他の不可抗力による損害。
- (3) その他、発注者と受注者が協議し当該規定に適合すると判断した場合。

第 28 条 契約変更

1 発注者は、次の各号に掲げる場合において、工損調査業務等委託契約の変更を行うものとする。

- (1) 工損調査業務等内容の変更により委託料に変更が生じる場合
- (2) 履行期間の変更を行う場合
- (3) 監督員と受注者が協議し、工損調査業務等履行上必要があると認められる場合
- (4) 契約書第 30 条の規定に基づき委託料の変更に代える設計図書の変更を行う場合

2 発注者は、前項の場合において、変更する契約図書を次の各号に基づき作成するものとする。

- (1) 第 24 条の規定に基づき監督員が受注者に指示した事項
- (2) 工損調査業務等の一時中止に伴う増加費用及び履行期間の変更等決定済の事項
- (3) その他発注者又は監督員と受注者との協議で決定された事項

第 29 条 履行期間の変更

1 発注者は、受注者に対して工損業務等の変更の指示を行う場合において履行期間変更協議の対象であるか否かを合わせて事前に通知しなければならない。

2 発注者は、履行期間変更協議の対象であると確認された事項及び工損調査業務等の一時中止を指示した事項であっても、残履行期間及び残業務量等から履行期間の変更が必要でないとは判断した場合は、履行期間の変更を行わない旨の協議に代えることができるものとする。

3 受注者は、契約書第 22 条の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。

4 契約書第 23 条に基づき、発注者の請求により履行期限を短縮した場合には、受注者は、速やかに業務工程表を修正し提出しなければならない。

第 30 条 一時中止

1 契約書第 20 条第 1 項の規定により、次の各号に該当する場合において、発注者は、受注者に書面をもって通知し、必要と認める期間、工損調査業務等の全部又は一部を一時中止させるものとする。なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）による設計業務等の中断については、第 39 条臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。

- (1) 第三者の土地への立入り許可が得られない場合
- (2) 関連する他の業務等の進捗が遅れたため、工損調査業務等の続行を不相当と認め

た場合

- (3) 環境問題等の発生により工損調査業務等の続行が不相当又は不可能となった場合
 - (4) 天災等により工損調査業務等の対象箇所の状態が変動した場合
 - (5) 第三者及びその財産、受注者、使用人等並びに監督員の安全確保のため必要があると認めた場合
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、発注者が必要と認めた場合
- 2 発注者は、受注者が契約図書に違反し、又は監督員の指示に従わない場合等、監督員が必要と認めた場合には、工損調査業務等の全部又は一部の一時中止を命ずることができるものとする。
- 3 前2項の場合において、受注者は屋外で行う工損調査業務等の現場の保全については、監督員の指示に従わなければならない。

第31条 発注者の賠償責任

発注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。

- (1) 契約書第27条に規定する一般的損害、契約書第28条に規定する第三者に及ぼした損害について、発注者の責に帰すべき損害とされた場合
- (2) 発注者が契約に違反し、その違反により契約の履行が不可能となった場合

第32条 受注者の賠償責任

受注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。

- (1) 契約書第27条に規定する一般的損害、契約書第28条に規定する第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべき損害とされた場合
- (2) 契約書第40条に規定する瑕疵責任に係る損害
- (3) 受注者の責により損害が生じた場合

第33条 部分使用

- 1 発注者は、次の各号に掲げる場合において、契約書第33条の規定に基づき、受注者に対して部分使用を請求することができるものとする。
- (1) 別途工損調査業務等の使用に供する必要がある場合
 - (2) その他特に必要と認められた場合
- 2 受注者は、部分使用に同意した場合は、成果物の引渡し前の使用について（承諾）を発注者に提出するものとする。

第34条 再委託

- 1 契約書第7条第1項に規定する「主たる部分」とは、工損調査業務等における総合的企画、業務遂行管理、調査・費用負担額算定等の手法の決定及び技術的判断等をいい、受注者は、これを再委託することはできない。
- 2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理、トレース、資料整理、模型製作などの簡易な業務の再委託にあたっては発注者の承諾を必要としない。
- 3 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託に当たっては、発注者の承諾を得なければならない。
- 4 受注者は、工損調査業務等を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し適切な指導、管理のもとに工損調査業務等を実施

しなければならない。

なお、協力者は、愛媛県の入札参加資格者名簿（測量・建設コンサルタント等）に登録されている者である場合は、愛媛県の指名停止期間中であってはならない。

第 35 条 成果物の使用等

- 1 受注者は、契約書第 6 条第 4 項の定めに従い、発注者の承諾を得て単独で又は他の者と共同で、成果物を公表することができる。
- 2 受注者は、著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている設計方法等の使用に関し、設計図書に明示がなく、その費用負担を契約書第 8 条に基づき発注者に求める場合には、第三者と補償条件の交渉を行う前に発注者の承諾を受けなければならない。

第 36 条 守秘義務

- 1 受注者は、契約書第 1 条第 5 項の規定により、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- 2 受注者は、当該業務の結果（業務処理の過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得たときはこの限りではない。
- 3 受注者は、本業務に関して発注者から貸与された情報、その他知り得た情報を第 13 条に示す業務計画書の業務組織計画に記載される者以外には秘密とし、また、当該業務の遂行以外の目的に使用してはならない。
- 4 受注者は、当該業務に関して発注者から貸与された情報、その他知り得た情報を当該業務の終了後においても他社に漏らしてはならない。
- 5 取り扱う情報は、当該業務のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、発注者の許可なく複製しないこと。
- 6 受注者は、当該業務完了時に、発注者への返却若しくは消去又は破棄を確実に行うこと。
- 7 受注者は、当該業務の遂行において貸与された発注者の情報の外部への漏洩若しくは目的外利用が認められ又そのおそれがある場合には、これを速やかに発注者に報告するものとする。

第 37 条 個人情報の取扱い

発注者及び受注者は個人情報の取扱いに際しては、個人の権利利益を保護するため、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）、愛媛県個人情報保護条例（平成 13 年 10 月 16 日条例第 41 号）及びその他個人情報に関する法令を遵守するとともに、受注者は個人情報の漏洩、滅失、改ざん又はき損の防止その他個人情報の適切な管理を行い、業務を履行しなければならない。

第 38 条 安全等の確保

- 1 受注者は、屋外で行う工損調査業務等の実施に際しては、工損調査業務等関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保のため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

（1）受注者は、「土木工事安全施工技術指針」（国土交通省大臣官房技術審議官通達平成 13 年 3 月 29 日）を参考にして常に業務の安全に留意し現場管理を行い災害の防

止を図らなければならない。

- (2) 受注者は、業務現場に別途業務又は工事等が行われる場合は相互協調して業務を遂行しなければならない。
- (3) 受注者は、業務実施中施設等の管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の妨害、公衆の迷惑となるような行為をしてはならない。
- 2 受注者は、特記仕様書に定めがある場合には所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、工損調査業務等実施中の安全を確保しなければならない。
- 3 受注者は、屋外で行う工損調査業務等の実施に当たり、事故等が発生しないよう使用人等に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。
- 4 受注者は、屋外で行う工損調査業務等の実施にあたっては安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じておくものとする。
- 5 受注者は、屋外で行う工損調査業務等の実施にあたり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。
 - (1) 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（建設省事務次官通達平成5年1月12日）を遵守して災害の防止に努めなければならない。
 - (2) 屋外で行う工損調査業務等に伴い伐採した立木等を野焼きしてはならない。なお、処分する場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い必要な措置を講じなければならない。
 - (3) 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。
 - (4) 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には、周辺に火気の使用を禁止する旨の標示を行い、周辺の整理に努めなければならない。
 - (5) 受注者は、工損調査業務等現場に関係者以外の立入りを禁止する場合は仮囲い、ロープ等により囲うとともに立入り禁止の標示をしなければならない。
- 6 受注者は、爆発物等の危険物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じなければならない。
- 7 受注者は、屋外で行う工損調査業務等の実施にあたっては豪雨、豪雪、出水、地震、落雷等の自然災害に対して、常に被害を最小限に食い止めるための防災体制を確立しておかなければならない。災害発生時においては第三者及び使用人等の安全確保に努めなければならない。
- 8 受注者は、屋外で行う工損調査業務等実施中に事故等が発生した場合は、直ちに監督員に報告するとともに、監督員が指示する様式により事故報告書を速やかに監督員に提出し、監督員から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。
- 9 受注者は、業務が完了したときには、残材、廃物、木くず等を撤去し現場を清掃しなければならない。

第39条 臨機の措置

- 1 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容をすみやかに監督員に報告しなければならない。
- 2 監督員は、天災等に伴い成果物の品質又は工程に関して、業務管理上重大な影響を及ぼし、又は多額な費用が必要と認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとるこ

とを請求することができるものとする。

第 40 条 屋外で作業を行う時期及び時間の変更

- 1 受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められている場合で、その時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ監督員と協議するものとする。
- 2 受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められていない場合で、官公庁の休日又は夜間に作業を行う場合は、事前に理由を付した書面によって監督員に提出しなければならない。

第3章 工損の調査

第1節 調査

第41条 調査

調査は、事務処理要領第2条第5号の建物等の配置及び現況の調査（以下「事前調査」という。）と同第4条の損害等が生じた建物等の調査（以下「事後調査」という。）に区分して行うものとする。

第42条 事前調査における一般的事項

事前調査の実施に当たっては、調査区域内に存する建物等につき、建物の所有者ごとに次の各号の調査を行うものとする。

- (1) 建物の敷地ごとに建物等（主なる工作物）の敷地内の位置関係
- (2) 建物ごとに実測による間取り平面及び立面この場合の計測の単位は、用地調査等共通仕様書第2章第2節「数量等の処理」の各規定を準用する。
- (3) 建物等の所在及び地番並びに所有者の氏名及び住所現地調査において所有者の氏名及び住所が確認できないときは、必要に応じて登記簿謄本等の閲覧等の方法により調査を行う。
- (4) その他調査書の作成に必要な事項

第43条 事前調査における損傷調査

1 受注者は、前条の一般的事項の調査が完了したときは、当該建物等の既存の損傷箇所の調査を行うものとし、当該調査は、原則として、次の部位別に行うものとする。

- (1) 基礎
- (2) 軸部
- (3) 開口部
- (4) 床
- (5) 天井
- (6) 内壁
- (7) 外壁
- (8) 屋根
- (9) 水回り
- (10) 外構

2 建物の全体又は一部に傾斜又は沈下が発生しているときは、次の調査を行うものとする。

- (1) 傾斜又は沈下の状況を把握するため、原則として、当該建物の四方向を水準測量又は傾斜計等で計測する。この場合において、事後調査の基準点とするため、沈下等のおそれのない堅固な物件を定め併せて計測を行う。
- (2) コンクリート布基礎等に亀裂等が生じているときは、建物の外周について、発生箇所及び状況（最大幅、長さ）を計測する。
- (3) 基礎のモルタル塗り部分に剥離又は浮き上りが生じているときは、発生箇所及び状況（大きさ）を計測する。
- (4) 計測の単位は、幅についてはミリメートル、長さについてはセンチメートルとす

- る。
- 3 軸部（柱及び敷居）に傾斜が発生しているときは、次の調査を行うものとする。
 - （1）原則として、当該建物の工事箇所にもっとも接近する壁面の両端の柱及び建物中央部の柱を全体で3箇所程度を計測する。
 - （2）柱の傾斜の計測位置は、直交する二方向の床（敷居）から1メートルの高さの点とする。
 - （3）敷居の傾斜の計測位置は、柱から1メートル離れた点とする。
 - （4）計測の単位は、ミリメートルとする。
 - 4 開口部（建具等）に建付不良が発生しているときは、次の調査を行うものとする。
 - （1）原則として、当該建物で建付不良となっている数量調査を行った後、主たる居室のうちから一室につき1箇所程度とし、全体で5箇所程度を計測する。
 - （2）測定箇所は、柱又は窓枠と建付との隙間との最大値の点とする。
 - （3）建具の開閉が滑らかに行えないもの、又は開閉不能及び施錠不良が生じているものは、その程度と数量を調査する。
 - （4）計測の単位は、ミリメートルとする。
 - 5 床に傾斜等が発生しているときは、次の調査を行うものとする。
 - （1）えん甲板張り等の居室（畳敷の居室を除く。）について、気泡水準器で直交する二方向の傾斜を計測する。
 - （2）床仕上げ材に亀裂及び縁切れ又は剥離、破損が生じているときは、それらの箇所及び状況（最大幅、長さ又は大きさ）を計測する。
 - （3）束又は大引、根太等床材に緩みが生じているときは、その程度を調査する。
 - （4）計測の単位は、幅についてはミリメートル、長さ及び大きさについてはセンチメートルとする。
 - 6 天井に亀裂、縁切れ、雨漏等のシミ等が発生しているときの調査は、内壁の調査に準じて行うものとする。
 - 7 内壁にちり切れ（柱及び内法材と壁との分離）が発生しているときは、次の調査を行うものとする。
 - （1）居室ごとに発生箇所数の調査を行った後、主たる居室のうちから一室につき1箇所、全体で6箇所程度を計測する。
 - （2）計測の単位は、幅についてはミリメートルとする。
 - 8 内壁に亀裂が発生しているときは、次の調査を行うものとする。
 - （1）原則として、すべての亀裂の計測をする。
 - （2）計測の単位は、幅についてはミリメートル、長さについてはセンチメートルとする。
 - （3）亀裂が一壁面に多数発生している場合にはその状態をスケッチするとともに、壁面に雨漏等のシミが生じているときは、その形状、大きさの調査をする。
 - 9 外壁に亀裂等が発生しているときは、次の調査を行うものとする。
 - （1）四方向の立面に生じている亀裂等の数量、形状等をスケッチするとともに、一方向の最大の亀裂から2箇所程度を計測する。
 - （2）計測の単位は、幅についてはミリメートルとし、長さについてはセンチメートルとする。
 - 10 屋根（庇、雨樋を含む。）に亀裂又は破損等が発生しているときは、当該建物の屋根伏図を作成し、次の調査を行うものとする。

- (1) 仕上げ材ごとに、その損傷の程度を計測する。
 - (2) 計測の単位は、原則として、センチメートルとする。ただし、亀裂等の幅についてはミリメートルとする。
- 11 水廻り（浴槽、台所、洗面所等）に亀裂、破損、漏水等が発生しているときは、次の調査を行うものとする。
- (1) 浴槽、台所、洗面所等の床、腰、壁面のタイル張りに亀裂、剥離、目地切れ等が生じているときは、すべての損傷を第8項に準じて行う。
 - (2) 給水、排水等の配管に緩み、漏水等が生じているときは、その状況等を調査する。
- 12 外構（テラス、コンクリート叩、ベランダ、犬走り、池、浄化槽、門柱、塀、擁壁等の屋外工作物）に損傷が発生しているときは、前11項に準じて、その状況等の調査を行うものとする。この場合において、必要に応じ、当該工作物の平面図、立面図等を作成し、損傷箇所、状況等を記載する。

第44条 写真撮影

前条に掲げる建物等の各部位の調査に当たっては、計測箇所を次の各号により写真撮影するものとする。この場合において、写真撮影が困難な箇所又はスケッチによることが適当と認められる箇所については、スケッチによることができるものとする。

- (1) カラーフィルムを使用する。
- (2) 撮影対象箇所を指示棒等により指示し、次の事項を明示した黒板等と同時に撮影する。
 - ① 調査番号、建物番号及び建物所有者の氏名
 - ② 損傷名及び損傷の程度（計測）
 - ③ 撮影年月日、撮影番号及び撮影対象箇所

第45条 事後調査における損傷調査

- 1 受注者は、事前調査を行った損傷箇所等の変化及び工事によって新たに発生した損傷について、その状態及び程度を前3条の定めるところにより調査を行うものとする。
- 2 事前調査の調査対象外であって、事後調査の対象となったものについては、第39条事前調査における一般的事項に準じた調査を行ったうえで損傷箇所の調査を行うものとする。

第2節 調査書等の作成

第46条 事前調査書等の作成

受注者は、事前調査を行ったときは、次の各号の事前調査書及び図面を作成するものとする。

- (1) 調査区域位置図（別添様式第1号）
- (2) 調査区域平面図（別添様式第2号）
- (3) 建物等調査一覧表（別添様式第3号）
- (4) 建物等調査書（平面図・立面図等）（別添様式第4号）
- (5) 損傷調査書（別添様式第5号）
- (6) 写真集（別添様式第6号）

第 47 条 事前調査書及び図面

受注者は、前条の事前調査書及び図面を次の各号により作成するものとする。

- 1 調査区域位置図は、工事の工区単位ごとに作成するものとし、調査区域と工事箇所を併せて表示する。この場合の縮尺は、5,000 分の 1 又は 10,000 分の 1 程度とする。
- 2 調査区域平面図は、調査区域内の建物の配置を示す平面図で工事の工区単位又は調査単位ごとに次により作成する。
 - (1) 調査を実施した建物については、建物等調査一覧表で付した調査番号及び建物番号を記載し、建物の構造別に色分けし、建物の外枠（外壁）を着色する。この場合の構造別色分けは、木造を赤色、非木造を緑色とする。
 - (2) 縮尺は、500 分の 1 又は 1,000 分の 1 程度とする。
- 3 建物等調査一覧表は、工事の工区単位又は調査単位ごとに調査を実施した建物等について調査番号、建物番号（同一所有者が 2 棟以上の建物等を所有している場合）の順に建物等の所在及び地番、所有者並びに建物等の概要等必要な事項を記入する。
- 4 建物等調査図（平面図、立面図等）は、第 42 条及び第 43 条の事前調査の結果を基に建物等ごとに次により作成するものとする。
 - (1) 建物平面図は、縮尺 100 分の 1 で作成し、写真撮影を行った位置を表示するとともに建物延べ面積、各階別面積及びこれらの計算式を記入する。
 - (2) 建物立面図は、縮尺 100 分の 1 により、原則として、四面（東西南北）作成し、外壁の亀裂等の損傷位置を記入する。
 - (3) その他調査図（基礎伏図、屋根伏図及び展開図）は、発生している損傷を表示する必要がある場合に作成し、縮尺は 100 分の 1 又は 10 分の 1 程度とする。この場合において写真撮影が困難であり、又は詳細（スケッチ）図を作成することが適当であると認めたものについては、スケッチによる調査図を作成する。
 - (4) 工作物の調査図は、損傷の状況及び程度により建物に準じて作成する。
- 5 損傷調査書は、第 42 条及び第 43 条の事前調査の結果に基づき、建物ごとに建物等の所有者名、建物の概要、名称（室名）、損傷の状況を記載して作成し、損傷の状況については、事前調査欄に損傷名（亀裂、沈下、傾斜等）及び程度（幅、長さ及び箇所数）を記載する。
- 6 写真は、撮影したものをカラーサービス判で焼付し、別添様式第 6 号に所定の記載を行ったうえでファイルする。

第 48 条 事後調査書等の作成

受注者は、事後調査を行ったときは、事前調査書及び図面を基に建物等の概要、損傷箇所の変化及び工事によって新たに発生した損傷について、第 46 条各号の調査書及び図面を作成するものとする。

第 3 節 算定

第 49 条 費用負担の要否の検討

- 1 費用負担の要否の検討は、発注者が事前調査及び事後調査の結果を比較検討する等をして、損傷箇所の変化又は損傷の発生が公共事業に係る工事の施工によるものと認めたものについて、事務処理要領第 6 条（費用負担の要件）に適合するかの検討を行うものとする。

2 前項の検討結果については、すみやかに監督員に報告するものとする。

第 50 条 費用負担額の算定

受注者は、費用負担額の算定を指示された場合は、事務処理要領第 7 条（費用の負担）及び同付録の規定に従って当該建物等の所有者に係る費用負担額の算定を行うものとする。

第 4 章 費用負担の説明

第 51 条 費用負担の説明

費用負担の説明とは、公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る費用負担額の算定内容等（以下「費用負担の内容等」という。）の説明を行うことをいう。

第 52 条 概況ヒアリング

受注者は、費用負担の説明の実施に先き立ち、監督員から当該工事の内容、被害発生の時期、費用負担の対象となる建物等の概要、損傷の状況、費用負担の内容、各権利者の実情及びその他必要となる事項について説明を受けるものとする。

第 53 条 現地踏査等

- 1 受注者は、費用負担の説明の対象となる区域について現地踏査を行い、現地の状況及び説明対象とされた建物等を把握するものとする。
- 2 受注者は、現地踏査後に費用負担の説明の対象となる権利者等と面接し、費用負担の説明を行うことについての協力を依頼するものとする。

第 54 条 説明資料の作成等

権利者に対する説明を行うに当たっては、あらかじめ、前 2 条の結果を踏まえ、次の各号に掲げる業務を行うものとし、これら業務が完了したときは、その内容等について監督員と協議するものとする。

- (1) 説明対象建物及び権利者ごとの処理方針の検討
- (2) 権利者ごとの費用負担の内容等の確認
- (3) 権利者に対する説明用資料の作成

第 55 条 権利者に対する説明

- 1 権利者に対する説明は、次の各号により行うものとする。
 - (1) 2 名以上の者を一組として権利者と面接すること。
 - (2) 権利者と面接するときは、事前に連絡を取り、日時、場所その他必要な事項について了解を得ておくこと
- 2 権利者に対しては、前条において作成した説明用資料を基に費用負担の内容等の理解が得られるよう十分な説明を行うものとする。

第 56 条 記録簿の作成

受注者は、権利者と面接し説明を行ったとき等は、その都度、説明の内容及び権利者の主張又は質疑の内容等を説明記録簿（別添様式第 7 号）に記載するものとする。

第 57 条 説明後の措置

- 1 受注者は、費用負担の説明の現状及び権利者ごとの経過等を、必要に応じて、監督員に報告するものとする。
- 2 受注者は、当該権利者に係わる費用負担の内容等のすべてについて権利者の理解が得られたと判断したときは、速やかに、監督員にその旨を報告するものとする。
- 3 受注者は、権利者が説明を受け付けない若しくは費用負担の内容等又はその他事項で意見の相違等があるため理解を得ることが困難であると判断したときは、監督員に報告し、指示を受けるものとする。

工損調査業務共通仕様書 別紙様式

調査区域位置図

調査の 工 工	調査所 の 区 名	事前 調査	調査日 年 月 日	年 月 日	事後 調査	調査日 年 月 日	年 月 日
			調査者 印			調査者 印	

(備考) ①調査区域毎に作成する。
 ②方位及び縮尺を記載し、縮尺は50,000分の1程度とする。
 注 用紙の大きさは、原則として日本工業規格A列3横とする。

調査区域平面図

所有者番号	建物番号	事前調査	調査年月日	年	月	日	事後調査	調査年月日	年	月	日
			調査者	調査者	調査者	調査者					
建物等所有者											

(備考) ①工事の工区単位ごとに作成するものとし、調査区域と工事箇所を表示する。

②方位及び縮尺を記載し、縮尺は1,000分の1～5,000分の1程度とする。

③建物等調査一覧表で付した所有者番号及び建物番号を記入し建物の構造別に木造は赤色、非木造は緑色に外枠（外壁）を着色する。

注 用紙の大きさは、原則として日本工業規格A列3横とする。

建物等調査図(平面図、立面図等)

調査番号	建物番号
所有者	
工種	建物等の概要
基礎	事前調査
屋根	
外壁	
内壁	
天井	
床	
経過年数	
用途	

事前調査	調査年月日				
	請負者				印
事後調査	調査年月日				
	請負者				印

(備考)①建物調査図は、建物棟ごとに作成する。
 ②建物平面図は、縮尺100分の1で作成し、写真撮影を行った位置を表示するとともに、方位、建物延べ面積、各階別面積及びこれらの計算式を記入する。
 ③建物平面図は、縮尺100分の1で、原則として、四面(東西南北)作成し、外壁及び基礎の亀裂等の損傷位置を記入する。
 ④基礎伏図、屋根伏図及び展開図は、発生している損傷を表示する必要がある場合に作成するものとし、縮尺100分の1又は100分の1程度とする。
 ⑤工作物の調査図は、損傷の状況及び程度により建物に準じて作成する。
 ⑥写真撮影が困難又は詳細(スケッチ)図を作成することが適当であると認められたものについては、その調査図を作成する。
 注 用紙の大きさは、原則として日本工業規格A列3横とする。

様式第6号

--	--

撮影番号	撮影対象箇所及び損傷名
○	

(写真貼付)	
----------	--

撮影番号	撮影対象箇所及び損傷名
○	

--	--

撮影番号	撮影対象箇所及び損傷名
○	

注 撮影番号の記入は、事前調査の場合は上段、事後調査の場合は下段とする。

説明記録簿

説明場所			
説明年月日		年 月 日	時間 自 至
出席者	説明者		
	相手方		
説明内容及び質疑			
特記事項			

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判縦とする